

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税理士損害賠償請求事件 —DES等に係る説明義務違反—



依田 孝子〔大森〕

はじめに

TAINSには、税務争訟の判決・裁決だけでなく、税理士損害賠償請求に関する判決も数多く収録されています。今回は、そのうち、最近収録された相続税絡みの判決をご紹介します。

I 相続税対策としてのDESと債務消滅益課税

令元. 8. 21東京高裁判決
(控訴棄却、請求認容)
(上告受理申立て) Z999-0174
平28. 5. 30東京地裁判決
(認容) Z999-0173

<事案の概要>

この事案は、不動産の賃貸及び管理等を目的とするX社(原告、被控訴人)が、X社と税務顧問契約を締結していたY税理士法人(被告、控訴人)に対し、Yは、X社に対して約11億円の貸金等債権(本件債権)を有するX社の前代表者の相続税の節税のため、X社に有利な方法(注1)があるのに、その助言指導をせず、DES(注2)を提案し、その際、DESによりX社に多額の債務消滅益が生じ、法人税が課税されるリスクがあることを説明せず、X社がDESを実行したことにより法人税等相当額の損害などを被ったとして、税務顧問契約の債務不履行又は不法行為に基づき、損害額合計3億2902万円及び遅延損害金の支払を求めたものです。

(注1) 清算方式：X社所有の建物及び車両を現物出資して新会社を設立し、新会社の株式を債務の一部に対する代物弁済に充てた上で、債務の残部については、X社を解散した後免除した上でX社を清算する方法
(注2) DES方式：会社の債権者が債務者である会社に対して有する貸金等債権を会社に現物出資し、債権者が会社の株式の割当を受ける方法

<裁判所の判断>

東京高裁では、原審を補正したうえで引用し、次のとおり判断しました。

1 本件DESにより前代表者がX社に本件債権を現物出資し、X社がこれを券面額で受け入れ、本件債権の時価が券面額を下回るものと評価された場合、X社に債務消滅益が生じ、X社に法人税が課税されることとなる。

2 Yは、X社に対し、X社の顧問税理士として、租税関係法令に適合した範囲内で、X社にとって課税上最も有利となる方法を検討して、その方法を採用するように助言指導する義務を負っているものであり、また、DES方式を提案するに当たり、本件DESにより生じ得る課税リスク、具体的には、本件DESに伴い発生することが見込まれる債務消滅益課税について、課税される可能性、予想される課税額等を含めた具体的な説明をし、法人税及び相続税の課税負担を少なくし、より節税の効果が得られる清算方式を採用するよう助言指導する義務があった。

3 Y代表者は、本件DESに係る債務消滅益と欠損金との相殺の可否について、誤った認識に基づく独自の見解を有していたため、債務消滅益に対する課税を看過又は軽視し、本件DESに伴う債務消滅益に対する課税の問題について、X社に対して、全く又はほとんど説明をしなかった上、本件清算方式についても助言指導を行うことなく、本件DESを採用することを勧めたものと認められる。

4 Y代表者らは、本件清算方式を採用するように助言指導する義務を怠り、また、本件DESに係る債務消滅益課税のリスクについての説明義務を怠ったことが明らかであり、Yは、この点について債務不履行責任及び不法行為責任を免れない。

5 Yの説明義務違反がなければ、X社は清算方式を採用したものと合理的に推認され、その場合に納付すべき法人税額は存在しなかったこと、本件

DESに伴って必要となった増資及び減資に係る諸費用を支出することもなかったこと、また、Yが事実と異なる確定申告を行ったために、X社において修正申告を行わざるを得なくなったことなどが認められ、X社は、3億2902万円の損害を被ったと認められる。

II 遺留分減殺請求中の相続税申告

平30. 2. 19東京地裁判決
(一部認容) Z999-0172

<事案の概要>

この事案は、原告が、亡Aの相続に係る相続税申告手続において、担当税理士であった被告に善管注意義務違反があり、これにより損害を受けた旨を主張して、債務不履行に基づく損害賠償として、309万4900円及び遅延損害金の支払を求めたものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を一部認容しました。

1 認定事実によれば、被告は相続税申告業務につき、原告、訴外D及び訴外Eの税務代理権限は与えられていたものの、訴外B及び訴外Cの税務代理権限は有していなかったこと、相続税申告書が提出された平成26年8月頃の時点では、遺言により訴外Aの全財産を原告が相続するものとされる一方、訴外B及び訴外Cからは遺留分減殺請求がされており、かつ、相続税申告期限(同月11日)が切迫しつつある状況にあったこと、相続財産中には小規模宅地等の特例の適用対象となり得る不動産が含まれていたことなどの事情が認められる。

2 そのような状況下において相続税申告業務を行う税理士は、①小規模宅地等の特例を適用することなく法定相続分に従った共同相続として申告を行い、同時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することにより、後

日の更正請求を可能にしておく、②遺留分減殺請求を考慮することなく遺言により全財産を相続したものととして申告し、小規模宅地等の特例を適用した上で、遺留分減殺が解決した後に更正請求をする、のいずれかの方法を選択することになるものと解され、被告は①の方法を選択したものと考えられる。

3 もっとも、遺留分減殺請求権者である訴外B及び訴外Cとの間で従前から対立状態があった中で、上記①の方法を選択し、上記兩名分の相続税を相続財産から支出した場合、遺留分減殺の解決が長期化すればその間は本来原告が負担すべき税額を超えた支出状態が継続することになる可能性がある上、訴外B及び訴外Cから更正請求についての協力を得られないなどの事態も想定されたと考えられる。

4 上記事実関係の下では、①の方法は②の方法と比較してリスクが高かったというべきであり、これを採用するのであれば、当該リスクの存在について十分に説明した上で原告の同意を得て行う必要があったというべきである。

5 被告が上記①の方法を採用したことは不適切であり、相続税申告手続を受任した税理士としての善管注意義務に違反する行為であった。

6 原告には、訴外B分及び訴外C分の相続税相当額である130万4200円及び更正の請求を行った税理士の報酬額35万2130円の損害が生じているものと認められ、被告は原告に対し、その損害賠償義務を負う。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合の「検索ワード」は、「税理士損害賠償」「相続税」などです。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

MJSのノウハウを集結した会計事務所向けERP「ACELINK NX-Pro」なら、事務所業務のデータを一元管理して会計事務所の経営効率化を支援します。



MJSイメージキャラクター 菊川 伶



顧問先システムとのデータ連携へ

ACELINK NX-Proと顧問先システムのデータが連携することで、様々な経営分析機能により顧問先に向けた経営戦略支援を円滑に行う事ができます。

●ACELINK NX-Pro、MJS LINK PLUS、かんたんクラウド、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部 上場(証券コード:9928)

